

## 京町家保全・継承推進計画策定に向けた検討の進め方について

## (1) 京町家保全・継承推進計画について

- 京町家の保全及び継承に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的に策定するもの
- 計画は、次に掲げる事項について定めるものとしています
  - ・ 京町家の保全及び継承に関する目標
  - ・ 京町家の保全及び継承に関する取組
  - ・ その他京町家の保全及び継承に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

## 京都市京町家の保全及び継承に関する条例【抜粋】

(平成29年11月16日施行)

## 第2章 京町家の保全及び継承に関する基本的施策

## 第1節 京町家保全・継承推進計画

第11条 市長は、京町家の保全及び継承に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、京町家の保全及び継承の推進に関する計画（以下「京町家保全・継承推進計画」という。）を定めなければならない。

2 京町家保全・継承推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 京町家の保全及び継承に関する目標
- (2) 京町家の保全及び継承に関する取組
- (3) その他京町家の保全及び継承に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、京町家保全・継承推進計画を定めるに当たっては、第22条に規定する審議会の意見を聴くとともに、所有者その他多様な主体の意見を適切に反映するために必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、京町家保全・継承推進計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、京町家保全・継承推進計画の変更について準用する。

## 京町家の保全及び継承に向けた今後の方向性について（答申） 【抜粋】

(計画に盛り込むべき内容)

- ・ 本計画には、京町家の保全及び継承の推進に関する目標を掲げ、各主体の責務・役割に応じた具体的な取組、その他施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項を盛り込む必要がある。
- ・ 条例に位置づける8つの施策の柱をもとに、上記の取組の方向性や、これに基づく具体的な施策については、当該計画に位置付け、各主体が相互に連携し協力しながら、取組を推進していく必要がある。

(多様な政策分野との融合)

- ・ 京町家の保全及び継承に関わる諸課題は、単に京町家のみならず、広く現代の都市や社会が抱える課題に触れるものであり、これらの課題解決には、多様な政策的なアプローチと、多様な主体の協働が不可欠であり、ひいては、京都の都市的、社会的な課題解決の糸口になり得るものである。
- ・ 計画の策定に当っては、京都市における様々な政策分野（環境、文化・芸術、観光、産業、コミュニティ、福祉、都市計画、景観、住宅政策、防災等）の施策・事業と融合させ、京町家を軸に、多様な政策分野に横串を刺すことを念頭に置く必要がある。
- ・ また、京町家の活用という観点においても、基本的には居住機能を重視しつつ、子育て支援や高齢者福祉、文化的な活動の拠点などの社会的な活用をはじめ、様々な政策の実現に寄与する活用についても検討する必要がある。

## (2) 検討の進め方

- 京都市京町家保全・活用委員会からの答申でまとめられた基本的な方針を踏まえ、「新たな施策の方向性」、「新たな施策の案」等を中心に検討を行う。
- 平成30年度中にパブリックコメントを実施のうえ、「京町家保全・継承推進計画」を策定する。
- 京町家保全・継承推進計画の構成（案）

第1章 はじめに	①計画策定の目的 ②計画の位置付け ③計画の期間
第2章 京町家を取りまく 現状と課題	①現状 平成28年度実施の京町家まちづくり調査追跡調査の結果や、答申の「1(1)京町家の保全及び継承をめぐる動向」を中心にまとめる ②課題 答申の「1(2)京町家の保全及び継承にかかわる現状と課題」を中心にまとめる
第3章 計画の方針	・答申の「2京町家の保全及び継承に関する基本的な方針の在り方」を中心にまとめる
第4章 具体的な取組	①活用の促進 ②継承の推進 ③維持管理、修繕及び改修の支援 ④意識の醸成 ⑤修繕、改修に関する技術の継承 ⑥自治組織、市民活動団体等の取組推進 ⑦各主体の連携・協力、交流促進 ⑧その他
第5章 計画の推進	推進するうえでの役割、庁内及び関係機関との連携